議案第41号

嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月8日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)が令和7年10月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年嘉島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第19条の3第1項」に改める。 第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」 を「請求等」に改め、同条を第17条の3とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

- 第17条の2 任命権者は、嘉島町職員の育児休業等に関する条例(平成4年嘉島町条例第1号)第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。) に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 嘉島町職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための

措置

- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の 家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家 庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向 を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項 の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。